

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム）] 歯科におけるオンライン診療について

◆ オンデマンド配信対応プログラム

■ 2025年6月28日(土) 15:30～16:50 ■ 第1会場（幕張メッセ 国際会議場 104）

シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム） 歯科におけるオンライン診療について

座長：大神 浩一郎（東京歯科大学 千葉歯科医療センター）、田代 宗嗣（千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科）

【ねらい】

歯科におけるオンライン診療については、コロナ禍に時限的・特例的対応として可能である旨が厚生労働省より示されたが、その適切な実施に関する考え方は示されていなかった。令和6年3月に「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定され、診療報酬改定においても歯科におけるオンライン診療に対する評価が新設された。本シンポジウムでは、歯科におけるオンライン診療の事例を紹介するとともに、本学会の会員が関わる際に役立つ用語を含めた最新情報を提供したい。

15:30～15:50

[SY6-1]

歯科におけるオンライン診療の現状と用語について

○田代 宗嗣¹ (1. 千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科)

15:50～16:10

[SY6-2]

歯科オンライン診療に関する国の動向

○小嶺 祐子¹ (1. 厚生労働省医政局歯科保健課)

16:10～16:35

[SY6-3]

歯科はオンライン診療をどう活用するのか

○菊谷 武¹ (1. 日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック 教授、院長)

16:35～16:50

[SY6-Discussion]

総合討論

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム）] 歯科におけるオンライン診療について

◆ オンデマンド配信対応プログラム

■ 2025年6月28日(土) 15:30～16:50 ■ 第1会場（幕張メッセ 国際会議場 104）

シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム） 歯科におけるオンライン診療について

座長：大神 浩一郎（東京歯科大学 千葉歯科医療センター）、田代 宗嗣（千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科）

15:30～15:50

[SY6-1] 歯科におけるオンライン診療の現状と用語について

○田代 宗嗣¹ (1. 千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科)

【略歴】

2011年3月 東北大学歯学部卒業
2012年3月 Uクリニック五十嵐歯科 歯科医師臨床研修修了
2016年3月 東京歯科大学 大学院歯学研究科（口腔健康科学専攻）修了
2016年4月 東京歯科大学 社会歯科学講座 助教
2021年4月 東京歯科大学 社会歯科学講座 講師
2022年4月 厚生労働省 医政局歯科保健課 課長補佐
2023年9月 厚生労働省 保険局医療課 歯科医療専門官
2024年4月 東京歯科大学 社会歯科学講座 講師
2025年4月 千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科 教授

医療・健康サービス向上の一環として受診機会の促進に資するものとして、情報通信機器を用いた診療（以下、オンライン診療）がある。しかし、歯科医療では処置を伴うことが多いということもあり、オンライン診療はあまり普及が進んでこなかった。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関の受診が困難になりつつあったことから、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出され、時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた歯科におけるオンライン診療が可能である旨が示された。しかし、その適切な実施に関する考え方はそれまで示されていなかった。そこで、令和3年11月に厚生労働省において、「ICTを活用した歯科診療等に関する検討会」が設置され、歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する考え方について議論が行われた。令和6年3月には厚生労働省より「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定され、用語の定義や実施に関する考え方等が示された。

これらを踏まえ、定期的な経過観察や口腔機能の状態確認等、口腔の管理が必要な場合について、直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替する例が示され、日本歯科医学界からも「歯科におけるオンライン診療に関する基本的な考え方」が示された。併せて、直近の令和6年度診療報酬改定においては、歯科におけるオンライン診療に関する項目が新設されたところである。以前は、歯科医療は処置が主とされていたが、管理・予防が重視されるようになって久しい。国民の健康な生活の確保のため、歯科におけるオンライン診療を適切に活用し、社会の変化等にも合わせながら、発展させていくべきと考える。今回のシンポジウムを通して、どのように活用し、発展させていくのかを、皆様とディスカッションできれば

幸いである。

また、社会構造、疾病構造の変化により、医療のあり方も変化が求められる時代、用語の動向を見守ることは重要と考える。業に関する用語の定義を行うということは、歯科医師が行う範囲、歯科衛生士が関われる範囲等を定義することであり、それを理解せずに行うと、医師法、歯科医師法等の法令に抵触してしまう可能性がある。学術用語委員会シンポジウムとしては、最新情報を提供するとともに、用語の重要性も再認識して頂ければと考える。

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム）] 歯科におけるオンライン診療について

◆ オンデマンド配信対応プログラム

■ 2025年6月28日(土) 15:30～16:50 ■ 第1会場（幕張メッセ 国際会議場 104）

シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム） 歯科におけるオンライン診療について

座長：大神 浩一郎（東京歯科大学 千葉歯科医療センター）、田代 宗嗣（千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科）

15:50～16:10

[SY6-2] 歯科オンライン診療に関する国の動向

○小嶺 祐子¹ (1. 厚生労働省医政局歯科保健課)

【略歴】

2000年 東北大学 歯学部 卒業
2006年 東北大学大学院歯学研究科博士課程 修了
2008年 東北大学大学院歯学研究科加齢歯科学分野 助教
2011年 厚生労働省入省
2016年 厚生労働省 保険局医療課 課長補佐
2018年 厚生労働省 医政局歯科保健課 課長補佐
2021年7月 厚生労働省 医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室 室長
2023年1月 厚生労働省 保険局医療課 歯科医療管理官
2024年6月 厚生労働省 医政局歯科保健課 課長

オンライン診療に関する考え方を遡ると、遠隔医療のうち、医師又は歯科医師と患者間で実施されるオンライン診療については、これが適切に実施される限りにおいて、無診察治療等を禁じている医師法（昭和23年法律第201号）第20条及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第20条に抵触しないことを平成9年の旧厚生省健康政策局長通知等において示されている。

その後、医師については働き方改革の視点などもあり、オンライン診療の活用に関する議論がなされ、平成30年3月に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、「オンライン診療指針」とする。）の初版が公表されたが、当時は歯科領域におけるオンライン診療はまだ検討されておらず、当該指針の対象には歯科におけるオンライン診療は含まれていなかった。平成31年1月には「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」が設置され、オンライン診療指針の見直しの議論が開始された際に、第3回（平成31年3月）では歯科医師によるオンライン診療も議題の一つにあげられ、継続的な口腔機能管理におけるオンライン診療の活用についても議論されたが、当時は時期尚早ということでオンライン診療指針における歯科領域の記載は見送られた。

このため当初、オンライン診療は基本的に医科を対象とし、かつ対象はある程度限られものとして実施されてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大により医療機関を受診することが困難となった患者等に対する医療提供手段としてオンライン診療を活用する観点から、医科を対象に令和2年4月10日にオンライン診療の時限的・特例的な取扱いが示され。一方、歯科診療についても医科から2週間後の令和2年4月24日付で同様に時限的・特例的な取扱いに関する事務連絡を発出し、オンライン診療が可能となった。これにより歯科領域でもオンライン診療の活用が検討されるようになり、令和3年11月には厚生労働省に「ICTを活

用した歯科診療等に関する検討会」を設置し、令和6年3月には報告書とその別添として「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」を公表したところである。また、あわせて令和6年診療報酬改定においても歯科オンライン診療に関する評価がなされ、対象が限られるが保険診療でもオンライン診療が実施可能となった。

本シンポジウムでは、歯科オンライン診療に関するこれまでの国の動きや議論の状況などをご紹介させていただくとともに、今後の更なる活用の可能性について先生方とディスカッションさせていただきたい。

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム）] 歯科におけるオンライン診療について

◆ オンデマンド配信対応プログラム

■ 2025年6月28日(土) 15:30～16:50 ■ 第1会場（幕張メッセ 国際会議場 104）

シンポジウム6（学術用語委員会シンポジウム） 歯科におけるオンライン診療について

座長：大神 浩一郎（東京歯科大学 千葉歯科医療センター）、田代 宗嗣（千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科）

16:10～16:35

[SY6-3] 歯科はオンライン診療をどう活用するのか

○菊谷 武¹ (1. 日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック 教授、院長)

【略歴】

1988年 日本歯科大学歯学部卒業

2001年10月より 附属病院 口腔介護・リハビリテーションセンター センター長

2005年4月より 助教授

2010年4月 教授

2012年1月 東京医科大学兼任教授

2012年10月 口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長

日本老年歯科医学会 副理事長、日本口腔リハビリテーション学会 理事長、日本摂食嚥下リハビリテーション学会 理事、日本障害者歯科学会 評議員

令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関の受診が困難になったことを受けて、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が発出され、電話や情報通信機器を用いた歯科診療をして差し支えないこととされた。一方で、オンライン診療は、この時限的・特例的な取扱いにとどまらず、日常臨床に積極的に活用することで現在の日本における社会的課題を解決する糸口にもなる可能性がある。今後も中山間地域の歯科医療機関が大幅に減少することが予想され、多くの住民が歯科医療を十分に受けられなくなる可能性が出てきている。さらに、公共交通サービスの縮小や免許返納問題などによって長距離を通院できる患者の減少も見込まれ、結果、特に中山間地域においては、歯科受診ができない患者が大量に発生することが予想される。本課題においても、ICTを用いたオンライン診療は大きな解決法の一つになりうると考える。そしてこの解決法はそのまま災害時の緊急対応へと通じるものである。また、オンライン診療には、様々な形態が考えられる。患者側に医療従事者の同席のない歯科医師と患者間で行われるDentist to Patient。患者側にかかりつけの歯科医師等の歯科医師が同席し、遠隔地にいる歯科医師とともに歯科診療を行う形態であるDentist to Patient with Dentist。患者側に歯科衛生士が同席し、遠隔地にいる歯科医師とともに歯科診療を行う形態であるDentist to Patient with Dental hygienist。患者側に看護師等の医療従事者が同席し、遠隔地にいる歯科医師とともに歯科診療を行う形態であるDentist to Patient with その他医療従事者。患者側に医療である従事者以外のオンライン診療支援者が同席し、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態であるDentist to Patient with オンライン診療支援者（医療従事者以外）。医師が訪問診療等を行う際に、遠隔地にいる歯科医師が情報通信機器を活用し、医師と連携して歯科診療を行う形態であるDentist to Patient

with Doctor などである。人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化等により、歯科保健医療を取り巻く状況が大きく変化している。これらの状況に対応するすべての国民が必要な医療が受けることができるように、オンライン診療という手段は、入院、外来、訪問診療に加えたもう一つの診療形態として期待される。